

新たな防火規制の区域が指定されました。

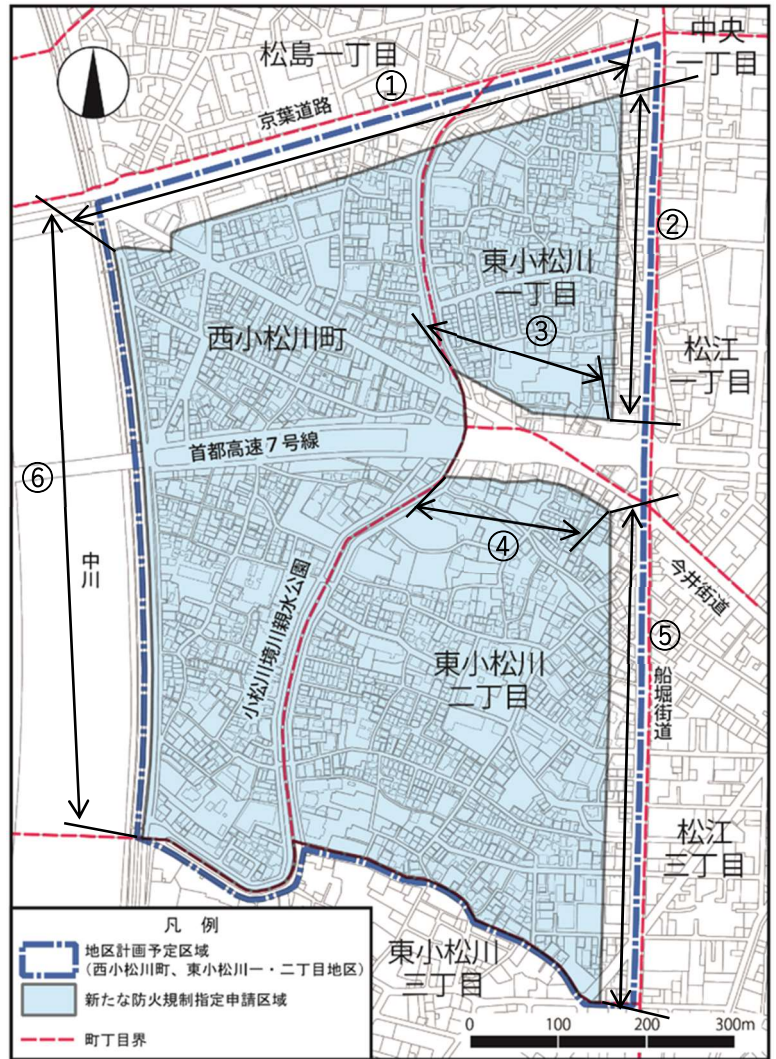
(東京都建築安全条例第7条の3第1項)

令和6年4月26日 東京都告示
令和6年5月31日 施行

● 指定区域

西小松川町、東小松川1丁目及び2丁目の一部、右図区域です。

面積：42.2ha



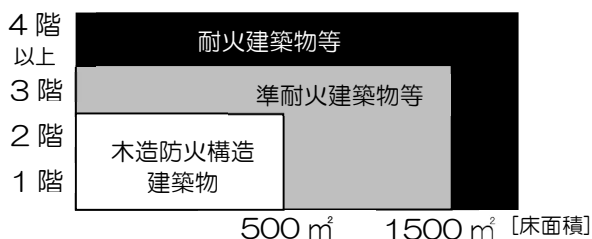
①	都市計画道路の南側の境界線から30mの線	東京都市計画道路幹線街路放射第15号線
②	都市計画道路の西側の境界線から30mの線	東京都市計画道路幹線街路補助線街路第140号線
③	都市計画道路の北側の境界線から20mの線	東京都市計画道路附属街路第3号線
④	都市計画道路の南側の境界線から20mの線	東京都市計画道路附属街路第4号線
⑤	都市計画道路の西側の境界線から30mの線	東京都市計画道路幹線街路補助線街路第140号線
⑥	西側の道路境界線	特例都道新荒川葛西堤防線

● 規制内容

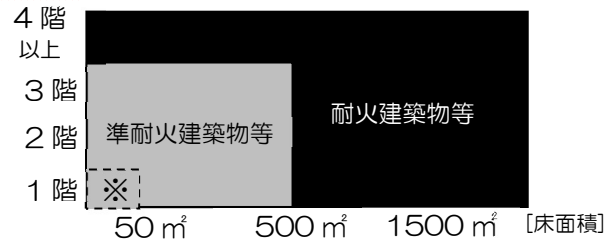
(1) 原則として、全ての建築物は、準耐火建築物等以上とします。

(2) そのうち、延べ面積が500㎡を超える、又は4階以上のものは耐火建築物等とします。

[導入前]



[導入後]



※床面積50㎡以内の平屋建ての付属建築物は、木造防火構造建築物とすることができます。